第2次天童市教育振興基本計画(案)について(概要)

1 趣旨

教育基本法第17条第2項に基づき、地域の実情に応じ、教育の振興のための施 策に関する基本的な計画について定めるもの。

2 計画の位置づけ

平成30年6月15日に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」及び「第6次山形県教育振興計画」を踏まえ、さらに「第七次天童市総合計画」や「天童市の教育等の振興に関する大綱」と整合性を図りながら、天童市教育委員会が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的な施策について策定する。

3 計画の概要

- (1) 計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、社会情勢の変化、 市民ニーズ等を踏まえ、必要に応じ内容を見直す。
- (2) 第七次天童市総合計画基本構想から「いのちを大切にし、豊かな心を育て、未来をひらく教育の推進」「豊かな人生を創造し、学び続けられる生涯教育の推進」「郷土を愛し、次代へつなぐ魅力ある文化の継承」の3つを基本目標とし、これらの基本目標のもと、19の施策について定める。